

琵琶湖森林づくり基本計画 2005~2020 (H17~R2) [2019.3改訂]

滋賀県

琵琶湖森林づくり条例

平成16年4月施行

すべての県民が森林づくりに主体的に参画し、長期的な展望に立ち、その多面的機能が持続的に発揮されるよう緑豊かな森林を守り育て、琵琶湖と人々の暮らしを支えるかけがえのない滋賀の森林を健全な姿で未来に引き継ぐことを決意し、「琵琶湖森林づくり条例」を施行しました。

目的

森林の多面的機能（水源かん養、県土の保全、木材等の供給など森林の有する多面にわたる機能）の持続的発揮

琵琶湖の保全および県民の健康で文化的な生活の確保に寄与

琵琶湖森林づくり基本計画

[2005(H17)
～2020(R2)]

条例の理念の実現に向け、50年、100年先も展望しつつ施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として“琵琶湖と人々の暮らしを支える森林づくりの推進”を基本方向とする「琵琶湖森林づくり基本計画」を策定しました。

基本方向

琵琶湖と人々の暮らしを支える森林づくりの推進

基本方針

- 森林の多面的機能の持続的発揮に重点をおいた森林づくり
- 県民全体で支える森林づくり

基本施策

- | | |
|--------------------|---------------------|
| (1)環境に配慮した森林づくりの推進 | (2)県民協働による森林づくりの推進 |
| (3)森林資源の循環利用の促進 | (4)次代の森林を支える人づくりの推進 |

本県で展開する森林づくり

本県独自の施策

環境重視・県民協働の視点に立った施策
⇒**琵琶湖森林づくり県民税**を充当

その他の林業施策

- ・林業振興対策
- ・森林組合振興対策
- ・木材産業強化対策 など

国全体の施策

森林經營管理法に基づく市町施策の支援等
⇒**森林環境譲与税**を充当

その他の法令に基づく施策

- ・治山事業
- ・林道事業
- ・造林事業 など

基本計画見直しの趣旨

滋賀県では、平成17年度から平成32年度を期間とする琵琶湖森林づくり基本計画（以下「基本計画」という。）を策定し、森林の持つ多面的機能の持続的発揮に向けた滋賀の森林づくりに取り組んできましたが、近年、本県の森林を取り巻く環境は大きく変化し、ニホンジカの食害による下層植生衰退に伴う表土流出や頻発する気象災害等による風倒木・土砂流出など、新たな課題が顕在化してきています。

また、森林・林業・山村の一体的な振興を目指す「やまの健康」への取組や、2021年に滋賀県での開催が決定した第72回全国植樹祭を機にさらなる森林づくりの機運を醸成することなど、新たな取組の必要が生じています。

一方、国では、新たに森林現場や所有者に近い市町村の主体的な役割を明確化し、公的主体による関与を強化する森林経営管理法※が制定されるとともに、これを踏まえて市町村が実施する森林整備等に必要な財源として、森林環境税および森林環境譲与税が創設され、これに係る法律が平成31年4月に施行されたことから、森林経営管理法に基づく施策の推進を図る必要があります。

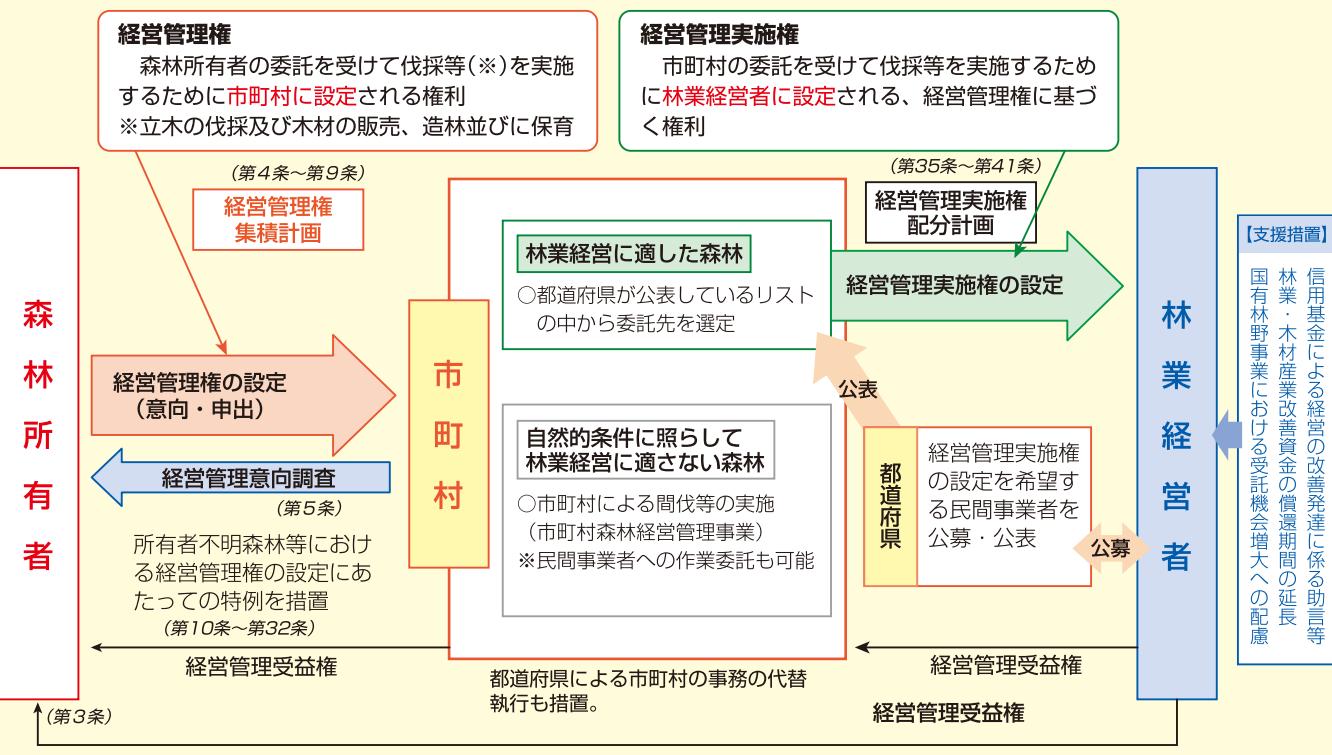
県ではこうした最近の社会経済情勢の変化に対応するとともに、顕在化してきた新たな課題とその解決に向けた施策を実施するため、滋賀県森林審議会の答申を踏まえ、基本計画を見直しました。

これからも引き続き、緑豊かな森林を守り育て、琵琶湖と人々の暮らしを支えるかけがえのない滋賀の森林を健全な姿で未来に引き継いでいけるよう、県民と一緒に森林づくりに取り組みます。

森林経営管理法（平成30年法律第35号）の概要

経営や管理が適切に行われていない森林について、適切な経営や管理の確保を図るため、市町村が仲介役となり森林所有者と意欲と能力のある林業経営者をつなぐシステムを構築する。

- 森林所有者に適切な森林の経営管理を促すため責務を明確化
- 森林所有者が自ら森林の経営管理を実行できない場合に、市町村が森林の経営管理の委託を受ける
- 林業経営に適した森林は意欲と能力のある林業経営者に再委託
- 林業経営に適さない森林は市町村が管理を実施



基本施策
1

環境に配慮した森林づくりの推進

(1)琵琶湖の水源林の適正な保全・管理の推進

- 多面的機能の持続的発揮に向けた適正な森林の保全・管理の推進
- 琵琶湖保全再生法の施行にともない、環境に配慮した森林づくりを通じて琵琶湖の保全および再生に貢献
- 森林経営管理制度の推進による放置林整備の促進



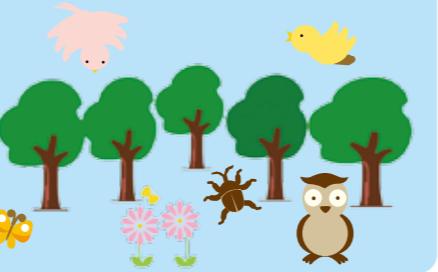
(2)持続可能な森林整備の推進

- 森林資源の循環利用（「植える→育てる→使う→植える」というサイクル）により、適切な森林整備と将来に渡る森林の多面的機能の発揮を推進



(3)生物多様性の保全に向けた森林づくりの推進

- 生物多様性が保全され、多様な動植物が生息・生育する豊かな森林づくりを推進



基本指標

区分	平成15年度 (計画策定時)	平成26年度 (現状)	平成29年度 (実績)	令和2年度 (長期的な目標)
民有林に占める保安林面積の割合	33%	35%	36%	38%
治山事業による保安施設整備面積(累計)	31.795ha	37,589ha	38,128ha	42,100ha
除間伐を必要とする人工林に対する整備割合	64%	56%	60%	90%
下層植生衰退度3以上の森林の割合	—	20%	19%	10%

注：県で実施している下層植生衰退度調査において「衰退度0」から「衰退度4」までの5段階に区分している被害程度のうち「衰退度3」は半数以上の森林で高木の後継樹が消失、傾斜地では約10%の森林で強度の土壤浸食が発生する衰退度。(この指標については5年後を目途に調査します。)

6年間の主な取組

生物多様性に富んだ豊かな森林づくりの推進

戦略1 環境に配慮した森林づくり推進プロジェクト

健全な水源林の育成と生物多様性の保全に取り組みます。

水源林の適正な保全・管理の推進

- 水源森林地域で土地の所有権移転等の情報を事前に把握し、適正な土地利用を推進
- 災害に強い森林づくりを推進
- 水源林保全巡視員の配置による森林被害の実態把握や巡視の強化



新たな森林経営管理制度の推進

- 森林の集積・集約化や公的管理を行うための主体となる市町を支援
- 県、市町、森林組合等が参画する事業実施の核となる組織の設立と人材の確保



持続可能な森林整備による森林吸収源対策の推進

- 森林の多面的機能が持続的に発揮されるよう計画的な除間伐等を実施
- 伐採後の再造林など森林の適正な更新を図る取組を推進

生物多様性の保全に向けた森林づくりの推進

- 治山・林道工事において生物多様性の保全に配慮した森林づくりを推進
- 市町等と連携した里山の整備
- 増えすぎたニホンジカの生息密度を低減するため、多様な主体による捕獲の推進
- 巨樹・巨木等の貴重な生態系の恒久的な保全の取組

区分	平成26年度実績(計画策定時)	平成29年度(実績)	令和2年度(目標)
除間伐等の森林施業を実施した森林の面積 注1	2,227ha	2,059ha	3,100ha
境界明確化に取り組んだ森林面積(累計)	1,023ha	2,060ha	7,000ha
ニホンジカの捕獲数 注2	14,374頭	14,601頭	16,000頭
生物多様性に配慮した治山・林道工事の箇所数	46箇所	58箇所	75箇所
新たな森林管理の仕組みに参画する市町数 注3	—	—	11市町

注1 除間伐等の森林施業を実施した森林の面積とは、森林を適切な状態に保つために実施する森林施業の面積。

注2 ニホンジカの捕獲数は平成25年度から平成29年度の目標値。以降、生息数を勘案して検討する。

注3 県、市町、森林組合等で組織する協議会において、森林所有者への意向調査や境界明確化などを効率的に行う仕組みのこと。

基本施策
2

県民の協働による森林づくりの推進

(1)多様な主体による森林づくりへの支援

森林組合、地域、NPOなど多様な主体の参画による森林づくりへの取組を支援



(2)県民の主体的な参画の促進

- 森林の多様な価値を発信し、森林・林業の情報を積極的に提供することにより、森林づくりへの県民の理解を深め、主体的な参画を促進
- 第72回全国植樹祭を契機とする県民運動を展開



(3)森林の整備、林業の振興と山村の活性化の一体的な推進

森林の整備や木材生産を推進するとともに、地域資源を生かした仕事おこしや都市部との交流に取り組むことによって、定住を促進するなど、山村の活性化を推進



基本指標

区分	平成15年度 (計画策定時)	平成26年度 (現状)	平成29年度 (実績)	令和2年度 (長期的な目標)
協定を締結して整備する里山の箇所数(累計)	0箇所	137箇所	233箇所	300箇所
びわ湖水源のもりづくり月間の森林づくりへの参加者数	1,583人	11,845人	7,392人	13,000人

6年間の主な取組

戦略2 多様な主体との協働により進める森林・林業・山村づくり

多様な主体による森林・林業・山村づくり活動を進めます。

第72回全国植樹祭を契機とする県民活動の取組

○全国植樹祭の開催を契機として、県民一人ひとりが山や木に直接触れ、森林について考える機会を増やすとともに、森林・林業や山村に対する意識醸成と県産材の利用促進、将来を見据えた持続可能な森林づくりなど、県民が一体となって森林を「守る」「活かす」「支える」本県らしい取組を展開



多様な主体による森林づくりの推進

- 森林所有者自らが手入れできない森林について、多様な主体による森林づくりを推進
- 企業による森林づくりを促進



森林づくりへの新たな参画の促進

- 滋賀の森林が生み出す多様な生態系サービスの価値を評価し、情報を発信
- びわ湖水源のもりの日・びわ湖水源のもりづくり月間に琵琶湖を守る森林の大さを普及啓発するとともに、琵琶湖森林づくり事業の周知を促進



山村の地域資源を活用した森林・林業・山村づくり

- 森林の整備とともに山村の地域資源を活用した仕事おこしや魅力の発信、都市部との交流などを通じ、山村の活性化を推進

区分	平成26年度実績(計画策定時)	平成29年度(実績)	令和2年度(目標)
活動をPRする森林づくり団体数(累計)	68団体	81団体	160団体
琵琶湖森林づくりパートナー協定(企業の森)締結数(累計)	23箇所	23箇所	35箇所
全国植樹祭における苗木のホームステイ・スクールステイに参加する主体数(累計)	—	—	280主体
森林・林業・山村づくりモデル地域数(累計)	—	—	5箇所

**基本施策
3**

森林資源の循環利用の促進

(1)林業活動の活性化による森林資源の活用（川上）

林業活動を活性化させることで地域の振興を図るとともに、森林資源の活用により、森林の多面的機能の持続的発揮に貢献

**(2)県産材の流通・加工体制の整備（川中）**

県産材の生産情報を一元管理するとともに、安定供給体制や加工体制を整備することにより、県産材の利用拡大を促進

**(3)県産材の有効利用の促進（川下）**

公共施設や住宅などへの県産材の利用拡大を推進するとともに、地域でのエネルギー利用に向けた木質バイオマスの利活用の取組を推進

**基本指標**

区分	平成15年度 (計画策定時)	平成26年度 (現状)	平成29年度 (実績)	令和2年度 (長期的な目標)
県産材の素材生産量	38,000 m³	56,000 m³	88,000 m³	120,000 m³

6年間の主な取組

県産材の安定供給体制の確立

戦略3 森林資源の循環利用促進プロジェクト

森林資源の循環利用の促進による林業活動の活性化に取り組みます。

木材需要に応える県産材生産拡大の取組

- 地域特性に応じた作業システムを構築し作業の効率化を促進
- 林業の生産性向上や低コスト化を図るため、路網や作業土場等の整備を推進
- 自伐型林業による搬出間伐等の取組を推進
- 集約化施業を計画的に実施
- 未利用木質バイオマスの搬出利用を推進

**県産材の流通体制の整備**

- ニーズに即した原木供給など需給のマッチングを推進
- 地産地消を推進し、「びわ湖材」の産地証明の取組を推進
- 木材流通センターを核とした生産・流通体制を強化

県産材の有効利用による温暖化対策への貢献

- 木の良さや木材利用による温暖化対策への貢献をアピールすることにより、住宅や公共施設の木造・木質化の取組を促進
- 公共建築物の木造・木質化にあたり、「びわ湖材」を確実に供給する取組を推進
- 県産材加工施設や木質バイオマス利活用施設等の整備を推進
- 新たな利用方法などの調査研究や実用化に向けた取組を支援

区分	平成26年度 (計画策定時)	平成29年度 (実績)	令和2年度 (目標)
びわ湖材を使用し整備した木造公共施設数	16施設	14施設	20施設
びわ湖材証明を行った年間木材量	32,109 m³	54,981 m³	65,000 m³
木材流通センターとりまとめによる原木取扱量	10,012 m³	40,193 m³	40,000 m³
県内の素材需要量	—	95,000 m³	120,000 m³

**基本施策
4**

次代の森林を支える人づくりの推進

(1)森林所有者等の意欲の高揚

- 森林所有者・林業従事者に森林整備に関する情報の提供や技術指導を行い、自伐型林業を目指すなど意欲の高揚を促進

**(2)林業の担い手の確保・育成**

- 林業への新規就業者の確保や育成・林業就業者や森林施業プランナー、林業に携わる市町の担当職員等の人材育成を総合的に行うことにより、持続的な森林整備や木材生産等を推進し、新たな森林経営管理制度に対応
- 森林経営の中核的な担い手となる組織体制の充実と人材の育成を推進

**(3)森林環境学習の推進**

- 森林の働きや重要性について、県民の理解を深め、森林づくりへの主体的な参加を促進

**基本指標**

区分	平成15年度 (計画策定時)	平成26年度 (現状)	平成29年度 (実績)	令和2年度 (長期的な目標)
地域の森林づくりを推進する集落数	25集落	89集落	102集落	100集落
森林組合の低コスト施業実施面積	0 ha	530ha	638ha	1,400ha

6年間の主な取組**戦略4 次代の森林を支える人づくり推進プロジェクト**

豊かな森林づくりと森林資源の循環利用の担い手育成に取り組みます。

新たな森林経営管理制度に対応する担い手づくり

- 森林施業プランナーや高性能林業機械オペレーターの養成
- 新たな森林経営管理制度に対応する経営力のある林業経営体の育成を支援
- 森林組合合併や組合加入率の向上を図るなど、経営や業務の改善に向けた取組を支援
- 林業労働者の育成や雇用の安定化のため研修や安定的な仕事の確保を支援
- 林業への就業希望者へ、林業技術等の学習機会を提供
- 新たな森林経営管理制度を実行する主体となる市町職員の人材育成を支援

**意欲ある林家・グループの育成**

- 森林整備に意欲のある森林所有者等に森林整備に関する情報の提供や技術指導の実施
- 林業グループ等が自主的に行う森林の保全管理や資源利用等の活動に対して支援

森林環境学習・林業体験学習の充実

- 森林環境学習「やまのこ」事業を着実に実施し、学校や地域の実態に応じた学習プログラムの一層の充実を促進
- 林業や木材産業に対する理解を深め、将来の進路選択の一助となるよう、市町における林業体験等の実施を促進
- 「木育」を推進

区分	平成26年度実績 (計画策定時)	平成29年度 (実績)	令和2年度 (目標)
認定森林施業プランナー数	16名	27名	30名
自伐型林業育成研修の開催数	4回	6回	15回
乳幼児に向けた「木育」に取り組む市町の数	0	7市町	19市町

TPPへの対応（林業の体质強化のための対策）

- ①間伐と路網整備に対する支援
- ②地域材の運搬に係る流通経費の支援
- ③木造公共施設の整備に対する支援
- ④林業従事者の育成・確保と山村における起業等の促進
- ⑤CLTなどの新たな地域材利用の取組推進

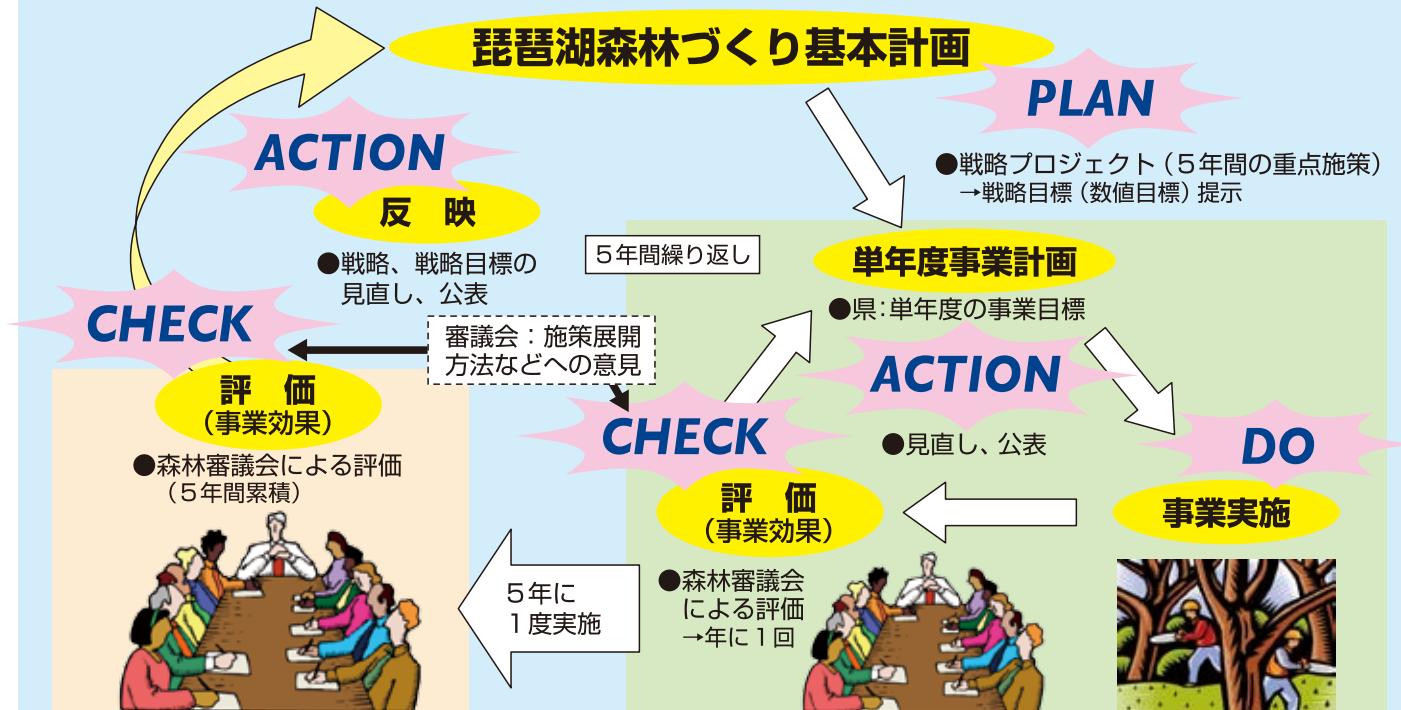
基本計画の推進体制

1 財源の確保

- 琵琶湖森林づくり県民税および平成31年度から譲与される森林環境譲与税を活用し、森林づくりに向けた事業に充当

2 進行管理と点検評価

- 「計画(PLAN)－実施(DO)－評価(CHECK)－反映(ACTION)」サイクルによる進行管理
- 毎年度、事業の進行状況を点検し、滋賀県森林審議会が事業の効果や施策の方向性を評価
- 5年ごとに戦略プロジェクトを見直し



3 実施状況の公表

- 森林づくりの状況や県の森林づくりに関する施策の実施状況を、県の広報誌やホームページ等を通じて公表

4 市町との連携

- 琵琶湖森林づくり事業との整合性を図りつつ、県と市町の適切な役割分担のもと、森林環境譲与税により森林整備等を実施する市町を支援し、必要な連携を図る



琵琶湖森林づくり基本計画 (2005~2020) 【概要版】 (2019.3改定)



母なる湖・琵琶湖。
—あずかっているのは、滋賀県です。

発行 令和元年6月
発行者 滋賀県琵琶湖環境部森林政策課
〒520-8577 大津市京町四丁目1-1
TEL: 077-528-3914
FAX: 077-528-4886
E-mail: dj00@pref.shiga.lg.jp

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

2030年に向けて
世界が合意した
「持続可能な開発目標」です

このリーフレットは再生紙を
使用しています。

滋賀県水源森林地域保全条例

平成28年1月1日から

水源森林地域内で土地取引などを行う
場合は「事前届出」が必要です。

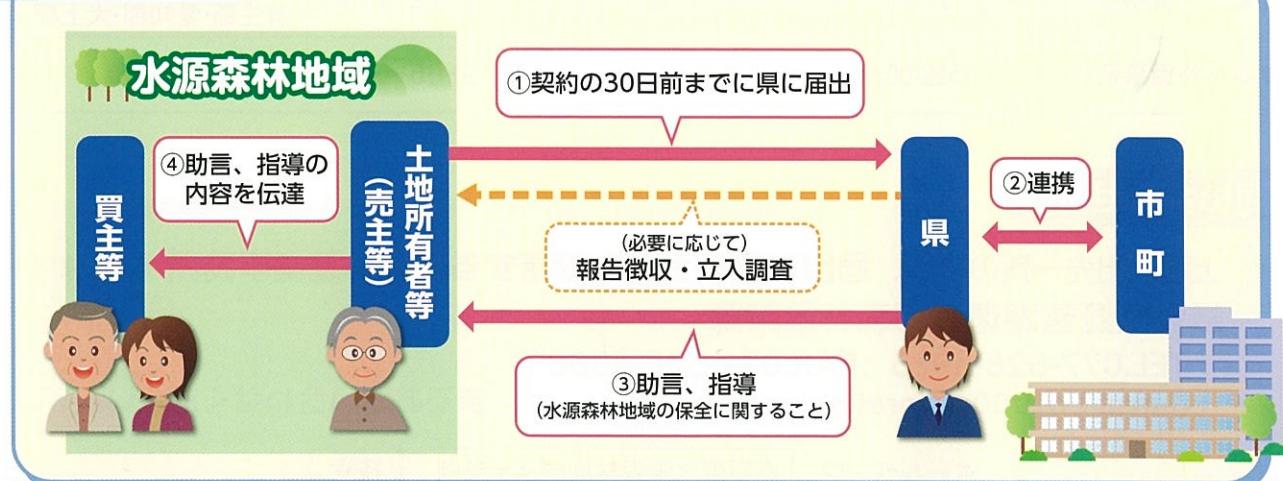
概要

本県の森林の有する水源のかん養機能が琵琶湖等の下流域への安定的な水の供給について欠くことのできないものであることから、適正な土地利用に向けた取組として、水源森林地域内の土地の所有権等の移転などの情報を事前に把握するための届出制度を導入します。

事前届出制度

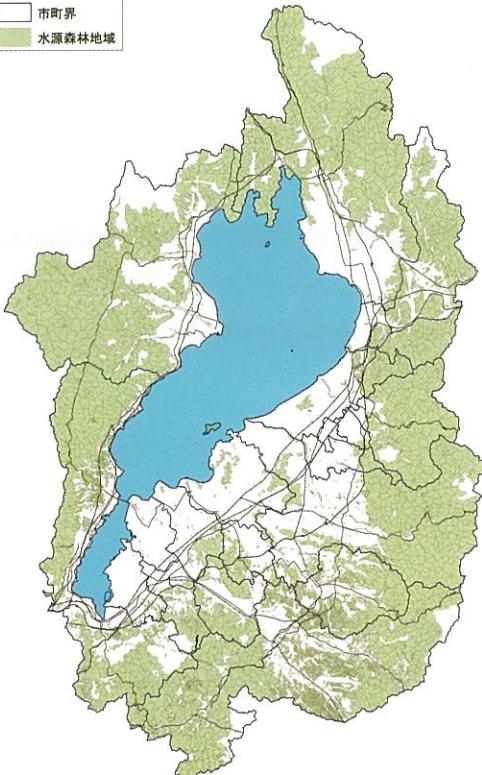
- 届出の対象……………滋賀県内の水源森林地域で、地目が山林、原野、保安林の土地
- 届出の対象となる行為…所有権、地上権、地役権、賃借権および使用貸借に係る権利の移転または設定に係る契約を締結する場合（相続は対象外）
- 届出者……………土地所有者など土地に関する権利をお持ちの方
- 届出時期……………契約を締結しようとする日の30日前まで
- 届出先……………知事（土地の所在地を管轄する森林整備事務所）
- 適用除外……………国、地方公共団体、森林整備法人などへの権利移転などは届出不要

届出の流れ



水源森林地域

凡例
市町界
水源森林地域



水源森林地域平面図

※詳細な水源森林地域は各森林整備事務所(支所)および森林政策課で閲覧することができます。

届出書

別記
株式第1号(第9条関係)

記入例

平成28年1月20日

土地所有権等移転等届出書

(宛先)
滋賀県知事

届出者 住所 大津市京町四丁目〇〇一〇

氏名 滋賀 太郎

[法人にあっては、名称、代表者の氏名]

および主たる事務所の所在地

電話 077-528-〇〇〇〇

滋賀県水源森林地域保全条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 契約の当事者

当事者	氏名(法人にあっては、名称および代表者の氏名)	住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
所有権等の移転をしようとする者	滋賀 太郎	大津市京町四丁目〇〇一〇
所有権等の移転を受けようとする者	株式会社 〇〇〇〇 代表取締役 大津 花子	大津市〇〇町〇〇〇〇

2 契約に係る土地の所在等

所在	面積(㎡)	契約の種類	所有権等の種別および内容
大津市〇〇12-3	1,530	売買	所有権
土地の利用目的	地目	現況	契約の締結年月日
〇〇事業の用に供するため	山林	山林	平成28年2月28日

注1 2の所在欄は、契約に係る土地の所在する市町名から記載してください。

なお、全ての筆を記載することとし、契約に係る土地が敷策にわたり記入欄が不足する場合は、「ほか〇筆(別紙記載)」とし、その詳細は、別紙に記載の上、添付してください。

2 2の契約の種類欄は、土地売買等の契約について、売買、賃貸借等の契約の種類を記載してください。

3 2の所有権等の種別および内容欄は、土地売買等の契約に係る権利について、所有権、地上権等の使用もしくは収益を目的とする権利またはこれらの権利の取得を目的とする権利の種別を、期限があるものは終期も併せて記載してください。

4 2の土地の利用目的欄は、土地所有権等の移転または設定の後における土地の主な利用目的について、具体的に記載してください。

5 次の書類を添付してください。

(1) 土地売買等の契約に係る土地の位置を示す図面

(2) 土地売買等の契約に係る土地の登記事項証明書または当該土地について土地所有権等を有することを証する書面の写し

6 用紙の大きさは、日本工業規格A4枚となります。

届出先一覧

届出先	住 所	電話番号	管 轄 (届出に係る土地の所在地)
西部・南部森林整備事務所	〒520-0807 大津市松本一丁目2-1	077-527-0655	大津市・草津市・守山市 栗東市・野洲市
西部・南部森林整備事務所 高島支所	〒520-1621 高島市今津町今津1758	0740-22-6030	高島市
甲賀森林整備事務所	〒528-8511 甲賀市水口町水口6200	0748-63-6117	甲賀市・湖南市
中部森林整備事務所	〒527-8511 東近江市八日市緑町7-23	0748-22-7718	彦根市・近江八幡市・東近江市 蒲生郡・愛知郡・犬上郡
湖北森林整備事務所	〒526-0033 長浜市平方町1152-2	0749-65-6617	長浜市・米原市

問い合わせ先

上記届出先一覧のうち、届出に係る土地を管轄する各森林整備事務所 または
滋賀県琵琶湖環境部森林政策課

(TEL.077-528-3913 FAX.077-528-4886)
E-mail : dj0001@pref.shiga.lg.jp までお問い合わせください。

ホームページ

滋賀県水源森林地域保全条例

検索